

渡部かずふみ 議会だより

第4号 2008年4月10日



発行 渡部かずふみ後援会
沼津市宮本140
電話 055-924-7283
Fax 055-924-6186
発行責任者 山本 一彰
編集責任者 杉山 徹

渡部議員が「放課後子どもプランの課題と展望」について質す

第4回（2月）定例会は「平成20年度会計予算」を審議

会期 2008年2月13日（水）～3月18日（火）



耐震性能の不安を抱えつつも定員の1.5倍の児童を受け入れている「たんぽぽクラブ」の建屋

平成20年度は第3次沼津市総合計画・後期5年間の中間年にあたり、斎藤市長から「人づくり・健康づくり」「活力あるまちづくり」「安心安全のまちづくり」を柱とする施政方針が示され、沼津駅周辺総合整備事業、防災事業、教育関連事業等、誰もが住みやすく、潤いを感じ、豊かさを実感できるまちづくりの推進に向けた強い決意が表明されました。

第4回（2月）定例会は斎藤市長の施政方針を受け、総括・一般質問が行われるとともに、平成20年度一般会計／特別・企業会計予算の議案審査の中で、市民の立場・目線での市政改革を求める多くの質疑が行われ、議員発議の意見書を含め、当局から提案された議題は全て可決されました。

渡部議員は一般質問で放課後子どもプラン推進事業について、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室に対する当局の現状認識と今後に向けた課題と展望を質し、放課後児童クラブの充実と放課後子ども教室の早期開設を訴えました。

* 施政方針は<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/sisei/sisei_hosin/ap2008/admin-policy2008.htm>を参照。

「チャレンジ The 耐震補強」ドキュメント ～今号では補強計画(精密耐震診断を含む)を報告～

前号から4回シリーズで報告している「チャレンジ The 耐震補強」ドキュメントの第2回目は「精密耐震診断を含む補強計画（既存住宅耐震診断事業）」です。実体験に基づいたノンフィクション作品ですので、必ずや皆様のお役に立つものと思います。

1. 補強計画（既存住宅耐震診断事業）ドキュメント

前号で我が家の無料耐震診断の結果が0.45（倒壊する可能性が高い）と報告しました。その後、リフォーム業者を通じて「精密耐震診断」と「耐震計画」に取り組みました。精密耐震診断の結果は前回の簡易耐震診断よりも0.32アップした**0.77（倒壊する可能性がある）**になりました。その差の要因は家の基礎のコンクリート部分に鉄筋が入っているか否かの判断の違いにあったようです。この診断結果をベースに1.07（0.3以上アップさせ1.0以上にすることが条件）以上の耐震性能のある木造住宅にすべく**補強計画**を作成することになり、結果的に**1.34（一応倒壊しない）**の設計をしてもらいました。沼津市への申請後、約1週間で決済があり、市から**96,000円の補助金**が支給されました。総費用は25万円でしたので、市の補助金を差し引くと自己負担は15.4万円になりました。



2. 評価と総括

第2ステップの補強計画は第3ステップにつながる大事な作業ですが、精密耐震診断で簡易耐震診断と大きな差が出たことや、耐震評価性能を1.0以上にするための耐震補強工事の具体的な内容を検討する重要な意味のあるステップでもあり、無事にクリアできてホッとしました。

第4回(2月)定例会の主な議案 ⇒ 原案通り議決

平成20年度沼津市一般会計・特別会計・企業会計予算等を議決

第4回(2月)定例会では平成19年度関連議案と平成20年度関連議案を含め、「専決処分議案が4件、人事議案が2件、一般議案が10件、条例制定・改正議案が15件、補正予算議案が7件、予算議案が14件、議員発議による意見書が1件の合計53件の議案を審議し、すべて原案通り認定・承認・可決されました。

.....◆以下は平成19年度予算に関連する議案である。

1. 市営住宅明渡し等請求事件の提訴

静岡地方裁判所に訴えの提起を行い、提起後において滞納家賃および賃料相当使用損害金の全額納付がある場合は、訴訟上の和解をすることができる。(8部屋分)

2. 市営住宅家賃の支払に関する和解の申立て

沼津簡易裁判所へ和解の申立てを行う。なお、和解が調わないときは静岡地方裁判所へ市営住宅の明渡し、ならびに滞納家賃および賃料相当使用損害金の支払を請求する訴えを提起する。(3部屋分)

3. 財産の取得(鉄道施設移転用地取得事業用地)

鉄道施設移転用地取得事業用地(25,672.06㎡)を2,072,973千円で、沼津市土地開発公社から購入する。

4. 沼津市職員の退職手当に関する条例及び沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、条例の施行期日を改める。

5. 沼津市立看護専門学校条例の一部改正

学校教育法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改める。

◆これ以降は平成20年度予算に関連する議案である。.....

6. 指定金融機関の指定

平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間における、本市公金の収納および支払の事務を取り扱わせる金融機関として、スルガ銀行を指定する。

7. 沼津市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務制度が設けられたことに伴い、関係条例にて育児短時間勤務制度の実施等に関し必要な規定を設けるほか、所要の改正を行う。



落成式でのテープカット

8. 沼津市特別会計条例の一部改正

後期高齢者医療制度の施行に伴い、特別会計を設ける。

9. 沼津市地区センター条例の一部改正

第五地区センターの建設に伴い、名称および位置を追加規定する。

10. 沼津市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正

後期高齢者医療制度の施行に伴い基金の設置目的に係る費用の名称を改めるほか、所要の改正を行う。

11. 沼津市立保育所条例の一部改正

北部保育所の移転(高沢町13番28号)に伴い、位置を変更する。

12. 沼津市介護保険条例等の一部改正

居宅介護住宅改修費支給限度基準額等および特別給付の実施に関する規定を定めるとともに、市町村税の老年者非課税措置の廃止に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度においても実施するための規定を追加するほか、所要の改正を行う。

13. 沼津市立病院条例の一部改正

セカンドオピニオンの導入に伴い、使用料の額を定める。

14. 沼津市男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画に関する基本理念、責務、施策の基本的な事項等を定め、男女共同参画社会の実現を目指すため、条例を制定する。

15. 沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の任期付職員の採用等において必要な事項を定めるため、条例を制定する。

16. 沼津市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。



オープンした再開発ビル“イーラ de”

17. 沼津市後期高齢者医療に関する条例の制定

後期高齢者医療制度の施行に伴い、条例を制定する。

18. 平成20年度沼津市一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,270,000千円で、対前年度比2.1%減であるが、公立保育所施設整備事業、ジュニアスキルズ2008開催事業、ホップジャパンオープン2008沼津開催事業、災害情報支援システム整備事業など、8つの新規事業、10の一部新規事業を盛り込んだ積極予算である。

19. 平成20年度沼津市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,308,000千円で、対前年度比1.6%減である。

20. 平成20年度沼津市交通災害共済事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,600千円で、対前年度比1.4%増である。

21. 平成20年度沼津市土地取得事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,600千円で、対前年度比25.3%減である。

22. 平成20年度沼津市老人保健事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,537,000千円で、後期高齢者医療事業の新設に伴い対前年度比89.8%減である。

23. 平成20年度沼津市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,408,000千円で、対前年度比2.4%増である。

24. 平成20年度沼津市市街地再開発事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ278,100千円で、再開発ビルの完成に伴い対前年度比95.1%減である。

25. 平成20年度沼津市簡易水道事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,700千円で、井田地区の上水道への移行に伴い対前年度比51.3%減である。

26. 平成20年度沼津市温泉施設事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,300千円で、施設修繕費を増額したことに伴い対前年度比39.2%増である。

27. 平成20年度沼津市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,878,000千円で、静岡県後期高齢者医療広域連合への保険料徴収等の事務事業を行うために新設されたものである。

28. 平成20年度沼津市病院事業会計予算

収益的収入は病院事業収益で11,393,025千円、収益的支出は病院事業費用で11,494,253千円であり、資本的収入は企業債で400,000千円、資本的支出は建設改良費・企業債償還金で978,947千円である。診療業務の予定量は外来患者数を延243,000人、入院患者数(500床)を149,650人と見込んだもので、医療機器等の購入費として410,000千円を見込んだものである。

29. 平成20年度沼津市水道事業会計予算

収益的収入は水道事業収益で2,849,903千円、収益的支出は水道事業費用で2,773,140千円であり、資本的収入は企業債・補助金等で1,096,097千円、資本的支出は建設改良費・企業債償還金で2,333,860千円である。水道業務の予定量は給水戸数を102,600人、年間総給水量を35,724,000人と見込んだもので、建設改良事業費として1,861,490千円を見込んだものである。

30. 平成20年度沼津市国民宿舎事業会計予算

収益的収入は国民宿舎事業収益および事業費用ともに7,220千円、資本的収入は補助金で4,680千円、資本的支出は企業債償還金で4,680千円である。なお、平成20年度も国民宿舎を休業とする。

31. 平成20年度沼津市下水道事業会計予算

収益的収入は下水道事業収益で4,103,100千円、収益的支出は下水道事業費用で4,114,100千円であり、資本的収入は企業債・補助金等で5,088,400千円、資本的支出は建設改良費・企業債償還金で6,497,800千円である。下水道業務の予定量は排水件数を36,849件、年間総汚水処理量を22,197,000m³と見込んだものである。

32. 沼津市国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法の一部改正に伴い、保険料の賦課額に後期高齢者支援金等賦課額を追加する等の改正を行うほか、所要の改正を行う。

◆その他、道路事故・交通事故等に対する専決処分報告が4件、固定資産評価審査委員会委員選任および人権擁護委員推薦同意を求める人事案件が2件、地方公共団体数の減少(静岡県後期高齢者医療広域連合)が2件、平成19年度補正予算関連の議案が7件、指定管理者の指定(地区センター・沼津市原高齢者福祉センター・沼津市戸田壺の湯温泉・愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場)の議案が4件、道路特定財源の確保に関する意見書などの議案もありました。



完成した牛伏山公園の最深部

第4回(2月)定例会、渡部かずふみ一般質問

渡部議員は、昨年12月に開催された対話会の席で多くの女性社員から要望のあった放課後児童クラブの新設や運用改善等の前進を図るべく、放課後児童クラブと関連の深い、国が推進する放課後子どもプランの課題と展望という視点で、制度運用上の課題認識や将来展望について当局の認識を質すとともに、放課後児童クラブの充実や放課後子ども教室の早期開設を要望しました。



たんぼぼクラブで遊ぶ子どもたち

「質問」放課後子どもプランの取り組み状況について

放課後子どもプラン運営委員会の具体的なメンバー公正や、検討状況を聞きたい。放課後子ども教室の開設に向けた課題に対する当局の認識と具体的な開設時期目標について聞きたい。

「答弁」現在、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもたちの放課後と休日の過ごし方や遊びなどの様々な体験学習の場の不足が課題となっている。国は、平成19年度、総合的な放課後対策として、子どもの安全で健やかな活動場所を確保するために、「放課後子どもプラン推進事業」を創設した。この事業は、厚生労働省が、現在実施している「放課後児童健全育成事業」いわゆる「放課後児童クラブ」と、文部科学省の新規事業である「放課後子ども教室推進事業」により構成されている。「放課後子ども教室推進事業」は、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進するものである。本市では、平成19年11月、行政、学校、放課後児童クラブ、児童福祉、社会教育の関係者や地域住民の代表など12人の委員で構成される「放課後子どもプラン運営委員会」を設置した。今までに2回の会議を開催し、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」との関連や、活動場所、人材の確保など、本市における「放課後子どもプラン」について委員の意見を伺っているところである。今後は、「放課後児童クラブ」や、現在休日などに地域で実施している子どもたちが安全で安心できる居場所づくりとの関連、学校などとの協力体制の構築などについて検討をし、早期実現に努めていく。

「質問」放課後児童クラブ運営上の課題の認識について

放課後児童クラブ運営上の課題である、入会児童定員の拡大や対象学年の引き上げ、運用時間の延長等について、当局はどのような認識を持っているのか？

「答弁」本市における放課後児童クラブは、沼津市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき運営されている。この要綱の中で、放課後児童クラブの定員は原則40名、入会の対象年齢は小学校1年から3年生に就学している児童、通常の開所時間は児童の下校時から午後6時まで、長期休業期間は午前8時から午後6時までと規定されている。放課後児童クラブの運営については、地域の方々に組織される運営委員会において行われているため、定員を超えた児童の受入れや小学校4年生以上の児童の受入れについては、各地域の実情および施設の規模などを考慮した上で、できるだけ保護者のご要望に沿えるよう、弾力的な受入れを行っている。また、開所時間の延長については、保護者の都合で6時を超えた児童の預かりについては、各放課後児童クラブを通じて、保護者に対しファミリーサポートセンター事業の利用を促している。市としても、放課後児童クラブへの需要が毎年高まってきているということから、今後とも、教育委員会や各小学校と協力しながら、教室の活用を含め、児童に提供することのできるクラブ施設を様々な観点から検討していく。

「質問」本事業を所管する担当部局の連携について

放課後児童クラブと放課後子ども教室を所管する担当部局の連携強化について聞きたい。コーディネーターの今後の配置計画及び現時点で具体的な導入時期が決定していれば聞きたい。

「答弁」放課後児童クラブについては、児童福祉法に基づき、共働きの家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して、生活の場を提供しているものである。また、放課後子ども教室推進事業については、文部科学省の新規事業で、すべての子どもを対象として、安全で安心して子どもが活動できる拠点を設け、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進するものである。従って、両事業を円滑に推進するために、放課後子どもプラン運営委員会の事務局は、両部局が担当し、日頃から情報交換をしている。今後も連携を図りながら子どもたちが安全で安心できる居場所を提供していきたいと考えている。次に、コーディネーターについて、コーディネーターは、活動プログラムの企画など「放課後子どもプラン」の総合的な調整を担うものである。今後、実施にあたっては、コーディネーターの適正な配置について努めていく。